

4 保育を支える基盤の強化

~1から3に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。 ~

① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン(「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」(平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知))を改定する。〔一部再掲〕

【現在の国における取組状況】

- 自己評価に関するガイドラインを踏まえて、現行の第三者評価に関するガイドラインを改定する予定。
- ② 保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用

国は、保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果、資料等をデータベース化し、保育士や研究者、行政関係者等が活用できる体制を整備する方策について検討する。

【現在の国における取組状況】

- 保育関係の各種研究成果・資料等のデータベース化及びその活用方策等について来年度調査研究を行う予定。
- ③ 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

都道府県及び市町村は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、 地域の実情等に応じた様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

④ 保育環境の改善・充実のための財源の確保

国は、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保に努める。

都道府県及び市町村においても、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保することが望ましい。

【現在の国における取組状況】

- 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進するための保育環境改善事業について来年度概算要求を行った。
- ※ 都道府県・市町村が行うべき事項については、周知伝達済み。

児童福祉施設最低基準

〇 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育 サービスの質を確保する観点から、国として<u>児童福祉施設最低基準</u>を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

• 保育士

 0歳児 3人に保育士1人(3:1)
 1・2歳児

 6:1

3 歳児 2 0 : 1 4 歳以上児 3 0 : 1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- O、1歳児を入所させる保育所 : 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
 - → 乳児室の面積 : 1.65㎡以上/人 ほふく室の面積 : 3.3㎡以上/人
- 2歳以上児を入所させる保育所 : 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所
 - ※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可
 - → 保育室又は遊戯室の面積 : 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場の面積:3.3㎡以上/人

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業

1 研究の目的について

- 保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営みに適したものになっていないとの指摘がなされている。
- このため、地方分権改革推進委員会での議論も踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持 や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準(数値基 準)の科学的検証のほかに、<u>乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境</u> ・空間の基準(定性的基準)としてどのようなものが考えられるか検討を行う。

2 検討メンバーについて

- 〇 学識経験者
 - ・ 建築・設計に係る専門家
 - ・ 児童の発達に係る専門家
- 〇 自治体関係者
- 〇 保育関係者
- 〇 保護者代表

3 事業期間について

〇 平成20年度中に、基準案及びガイド ラインを含めた報告書を作成し、報告を 行う予定。

保育所保育士配置基準

	乳児	1 歳	2 歳	3 歳	4歳以上		
中央児童福祉 審議会の意見具申 (昭和37年度)	3:1 43年度 意見具申	6:	1	20:1	30:1		
23~26年度	10	: 1		30:1			
27~36	10	10:1 (10:1)			30:1		
37•38	10:1 (9:1)			30:1			
39	8:1 9:1			30:1			
4 0	8:1			30:1			
4 1	(7:1)			30:1			
4 2	6:1			30:1			
43	6:1			(25:1)	30:1		
4 4~平成9	(3:1)	6:	1	20:1	30:1		
平成10~	3:1	6:	1	20:1	30:1		

休憩保育士	(1人)	

主任保育士代替保育士		(1	人)			
------------	--	---	---	---	---	--	--	--

- (注) 1. 配置基準は、最低基準による。
 - 2. ()内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

各国の保育制度(職員配置、施設設備の基準)

国 名	職員配置	施 設 ・ 設 備
	0 歳 児 3 : 1	〇 2 歳 児 未 満
日本	1 • 2 歳 児 6 : 1	乳 児 室 (1 人 1 . 6 5 ㎡)
	3 歳 児 2 0 : 1	ほふく室(1人3. 3㎡)
	4 • 5 歳 児 3 0 : 1	医 務 室 、 調 理 室 、 便 所
		〇 2 歳 以 上 児
	保育者は有資格者のみ	ほふく室又は遊戯室(1人1.9
		8 m ²)
		屋外遊戲室 (1 人 3 . 3 ㎡)、
		調理室、便所、保育用具
アメリカ	〇各州まちまち	〇各州まちまち
フランス	〇所長及び保育職員の半数以上は	
	乳幼児専門の資格者(集団保	
	育 所)	
	〇公立保育所	〇児童一人当たりの面積
イギリス	1 : 1 ~ 6 : 1 (年齢による)	0~2歳未満児 3.5㎡
	〇私立保育所	2 歳 児 2 . 5 ㎡
	0 ~ 2 歳 児 3 : 1	3 歳 児 以 上 2 . 3 m ²
	2 ~ 3 歳 児 4 : 1	
	3 ~ 5 歳 児 8 : 1	
	保育職員の半数以上は有資格者	
,	O プ レ ス ク ー ル	○ プレスクール
スウェーデン 	通常、15名~20名の年齢混合	少なくとも4種類の部屋
	のグループに3名の保育者	(食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工
	(うち2名は有資格者)	室、小遊戲室)
	〇全日保育	〇全日保育、半日保育
ニュージーランド 	(少なくとも1名が有資格者)	遊びに使えない場所を除いた空間
	2 歳 未 満 児 5 1	1 人 2 . 5 m ² 屋 外 遊 戯 場 (1 人 5 m ²)
	2 歳 以 上 児 (※) 1 ~ 6 名 に 保 育 者 1 名	全外班 城 場 (I 人 5 m)
	7~20名に保育者2名	
	2 1 ~ 3 0 名に保育者3名	
	3 1 ~ 4 0 名に保育者 4 名	
	4 1 ~ 5 0 名に保育者 5 名	
	2歳未満児・以上児混合	
	1~3名に保育者1名	
	4名以上の場合は、※と同様	
L.		

保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 〇 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と 近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給 する現金給与 額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給 する現金給与 額
全産業	68. 8%	41.8歳	13.5年	372. 7千円	31.2%	39.1歳	<u>8.8年</u>	238.6千円
保育士	4. 2%	29. 2歳	5.0年	229. 2千円	95. 8%	32. 9歳	<u>7.7年</u>	217.9千円
福祉施設介護員	29. 2%	33.2歳	4. 9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	<u>5.3年</u>	206,4千円
ホームヘルバー	15. 2%	37.6歳	3. 9年	230.6千円	84. 8%	44.7歳	<u>4.5年</u>	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

- 1 主任保育士の加算
 - 主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する
- 2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数 10年以上 12%加算

7年以上10年未満 10%加算

4年以上7年未満 8%加算

4年未満 4%加算

科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの導入(案)

○ 下記の科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを法令などで位置づける。

1 保育所保育指針の見直し

保育所保育指針の改定について、(定期的に)行うこととする。

※ これまでの改訂経緯

· 昭和40年 保育所保育指針策定

平成2年 第一次改定平成12年 第二次改定

• 平成19年 第三次改定

2 保育所の最低基準の見直し

保育所保育指針の改定を踏まえて、これに定める保育内容を実際に行えるよう、保育所の職員配置、施設設備等に関する最低基準を、財政的な観点を踏まえつつ、必要に応じて見直す。

3 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育所保育指針の改定等を踏まえて、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進する。

4 次回の保育所保育指針の改定に向け、必要な調査研究の実施

追跡調査などにより、次回の保育所保育指針の改定等に資するために必要な科学的・実証的な調査・研究の蓄積を進める。